

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和3年度第3回）について

令和3年11月26日
内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2、別紙3のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

(1) 新規…94件（申請団体数：94市町村）

(2) 変更…43件（申請団体数：4県、39市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間 等

今回の認定により、令和3年11月26日現在で効力のある認定計画数は1,399計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記2.の認定団体数とは一致しません。）。

2. 認定団体数

今回、新規計画の認定を受けた団体は94市町村です。

今回の認定により、令和3年11月26日現在で効力のある認定計画を有する団体（寄附受入れが可能な団体）は1,306団体（46道府県、1,260市町村）となります。

区分	令和3年11月26日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合(①)(※)		(参考) 令和3年8月20日現在 (令和3年度第2回認定後) で効力のある認定計画を 有する団体数(②)	(参考) 増加(①-②)
	道府県	46	100%	46
市町村	1,260	74.4%	1,185	75
計	1,306	75.1%	1,231	75

※制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和3年度第4回の認定に向けた申請の受付は、令和4年1月頃を予定しています。

● 添付資料

- ・ 別紙 1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙 2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL:03-6257-1421

(別紙 1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和3年11月26日現在 で効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	123	124	68.7%
青森県	1	37	38	92.5%
岩手県	1	27	28	81.8%
宮城県	1	23	24	65.7%
秋田県	1	16	17	64.0%
山形県	1	23	24	65.7%
福島県	1	33	34	55.9%
茨城県	1	30	31	68.2%
栃木県	1	22	23	88.0%
群馬県	1	24	25	68.6%
埼玉県	1	37	38	62.7%
千葉県	1	38	39	74.5%
東京都		3	3	10.3%
神奈川県	1	15	16	57.7%
新潟県	1	27	28	90.0%
富山県	1	13	14	86.7%
石川県	1	19	20	100.0%
福井県	1	14	15	82.4%
山梨県	1	27	28	100.0%
長野県	1	44	45	57.1%
岐阜県	1	31	32	73.8%
静岡県	1	31	32	88.6%
愛知県	1	39	40	72.2%
三重県	1	20	21	69.0%

	令和3年11月26日現在 で効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
滋賀県	1	16	17	84.2%
京都府	1	21	22	80.8%
大阪府	1	28	29	65.1%
兵庫県	1	32	33	78.0%
奈良県	1	38	39	97.4%
和歌山県	1	28	29	93.3%
鳥取県	1	13	14	68.4%
島根県	1	12	13	63.2%
岡山県	1	24	25	88.9%
広島県	1	18	19	78.3%
山口県	1	19	20	100.0%
徳島県	1	19	20	79.2%
香川県	1	15	16	88.2%
愛媛県	1	15	16	75.0%
高知県	1	27	28	79.4%
福岡県	1	39	40	65.0%
佐賀県	1	20	21	100.0%
長崎県	1	21	22	100.0%
熊本県	1	39	40	86.7%
大分県	1	17	18	94.4%
宮崎県	1	26	27	100.0%
鹿児島県	1	35	36	81.4%
沖縄県	1	22	23	53.7%
合計	46	1,260	1,306	74.4%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和3年度第3回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	赤平市、島牧村、泊村、中川町、小平町、初山別村、遠別町、天塩町、えりも町
青森県	おいらせ町
岩手県	久慈市、山田町
宮城県	石巻市、白石市
秋田県	北秋田市、上小阿仁村
山形県	大蔵村
福島県	湯川村、会津美里町、広野町
茨城県	鉾田市、東海村
群馬県	安中市、上野村、明和町
埼玉県	本庄市、富士見市、幸手市、上里町、宮代町、松伏町
千葉県	木更津市、習志野市、柏市、富里市
富山県	入善町
福井県	あわら市、南越前町
長野県	松本市、飯田市、大町市、軽井沢町、上松町
静岡県	湖西市
愛知県	南知多町、豊根村
三重県	東員町
滋賀県	野洲市、豊郷町
大阪府	大阪市、豊中市、柏原市、羽曳野市、岬町
兵庫県	宝塚市、川西市、加東市、市川町、上郡町
和歌山県	古座川町
鳥取県	若桜町
島根県	津和野町
岡山県	備前市

	地方公共団体名
広島県	廿日市市、世羅町
山口県	周防大島町、平生町
徳島県	三好市、北島町、つるぎ町
高知県	土佐市、北川村、黒潮町
福岡県	八女市、大野城市、水巻町、岡垣町、鞍手町、筑前町、苅田町
長崎県	佐々町
熊本県	玉名市、玉東町、南小国町、津奈木町
宮崎県	串間市、川南町
鹿児島県	伊佐市、屋久島町
沖縄県	糸満市、南城市、大宜味村

●個別計画（特定の事業を記載した計画）の認定団体

地方公共団体名	地域再生計画名
兵庫県伊丹市	いたみ環境プロジェクト
島根県浜田市	安心安全に避難行動や避難生活が行える防災体制整備事業

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和3年度第3回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	根室市、美瑛町
青森県	野辺地町、横浜町
宮城県	南三陸町
福島県	檜葉町
茨城県	筑西市、稲敷市、かすみがうら市
群馬県	群馬県、前橋市、上野村
千葉県	柏市
富山県	南砺市
福井県	あわら市
山梨県	山梨県、南アルプス市
長野県	松本市
岐阜県	本巣市
静岡県	沼津市、湖西市
愛知県	刈谷市、西尾市
三重県	東員町、南伊勢町
滋賀県	日野町
兵庫県	宝塚市
奈良県	橿原市、山添村、下市町、天川村
岡山県	備前市
山口県	山口県
愛媛県	松山市、宇和島市
高知県	高知県
福岡県	福岡市、田川市、うきは市
長崎県	長与町

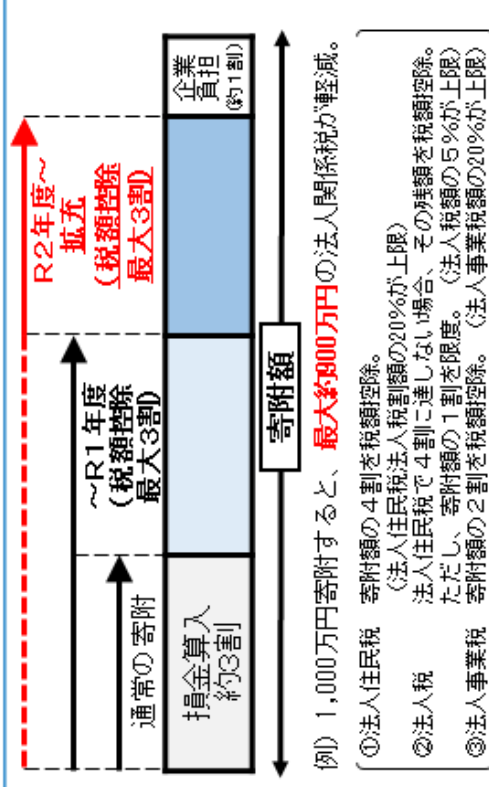
	地方公共団体名
熊本県	八代市
宮崎県	川南町
鹿児島県	指宿市

企業版ふるさと納税

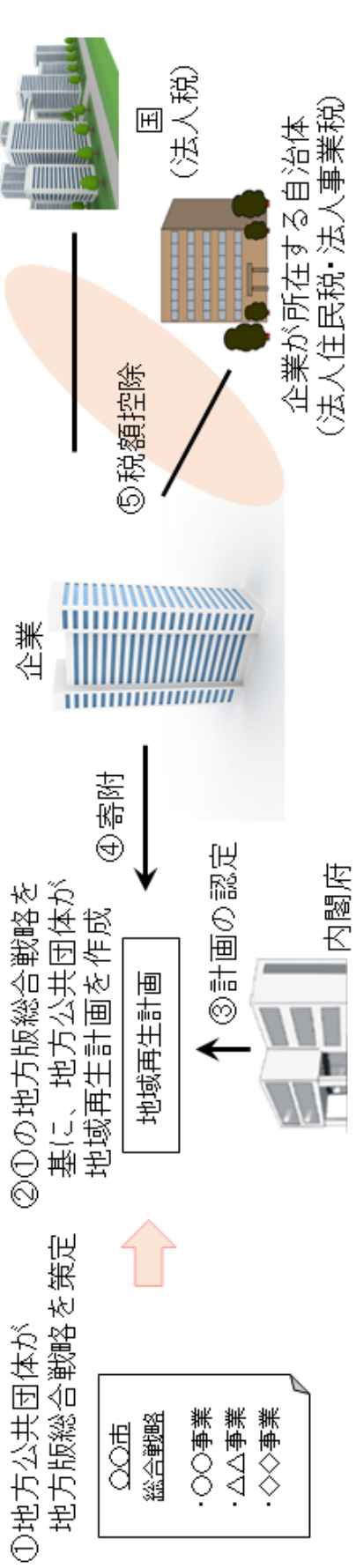
地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・ **損算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ**
 - ・ **寄附額の下限は10万円と低めに設定**
- 寄附企業への **経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要
 - ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,260市町村(令和3年度第3回認定後)